

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合する組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

字句	モールス符号
1 DENMARK	--- . . - - - . - . . . . - . - .
2 ITALY	. . - - . - . . . . - - . - .
3 NORWAY	- . - - - . . . . . - . - . - . - . - .
4 SPAIN	. . . . . - - - . - . . . . - . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 936GZJFU を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

1	. . . . - - - . . . . - - - . - - . . . . . - . - . . . . .
2	. . . . - . . . . - - . . . . . - - . - . . . . . - . - . . . . .
3	- - - . . - - . . . . . - . - . - . . . . . - . - . . . . .
4	- - - . . . . . - - . . . . . - . - . - . . . . . - . - . . . . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、総務大臣がその職員をアマチュア無線局に派遣し、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類を検査させることができる場合について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局の発射する  A が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して  B 電波の発射の停止を命じたとき。
- ② ①の命令を受けた無線局からその発射する  A が総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。
- ③  C の施行を確保するため特に必要があるとき。

A	B	C
1 電波の型式及び周波数	3箇月以内の期間を定めて	電波法
2 電波の型式及び周波数	臨時に	電波法又は電気通信事業法
3 電波の質	3箇月以内の期間を定めて	電波法又は電気通信事業法
4 電波の質	臨時に	電波法

A-18 無線従事者がその免許を取り消されることがある場合に該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 日本の国籍を失ったとき。
- 2 不正な手段によりその免許を受けたとき。
- 3 5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 4 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

A-19 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が  A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を  B させることができる。

A	B
1 電波天文業務の用に供する受信設備	撤去
2 電波天文業務の用に供する受信設備	検査
3 他の無線設備	撤去
4 他の無線設備	検査